

## 市第150号議案 平成25年度横浜市下水道事業会計資本剰余金の処分

### 1 趣旨

平成25年度に行う予定の下水道事業会計における資本剰余金（国庫補助金など）の処分について、平成24年度に引き続き、地方公営企業法に基づく議会の審議をお願いするものです。

### 2 内容

計画的に実施している水再生センター施設・設備や管きよ等の更新に伴い、不用となる固定資産の撤去等により発生する、公営企業会計上の損失（帳簿価額）に、**資本剰余金 9億1,800万円**を上限として充当します。

[表]

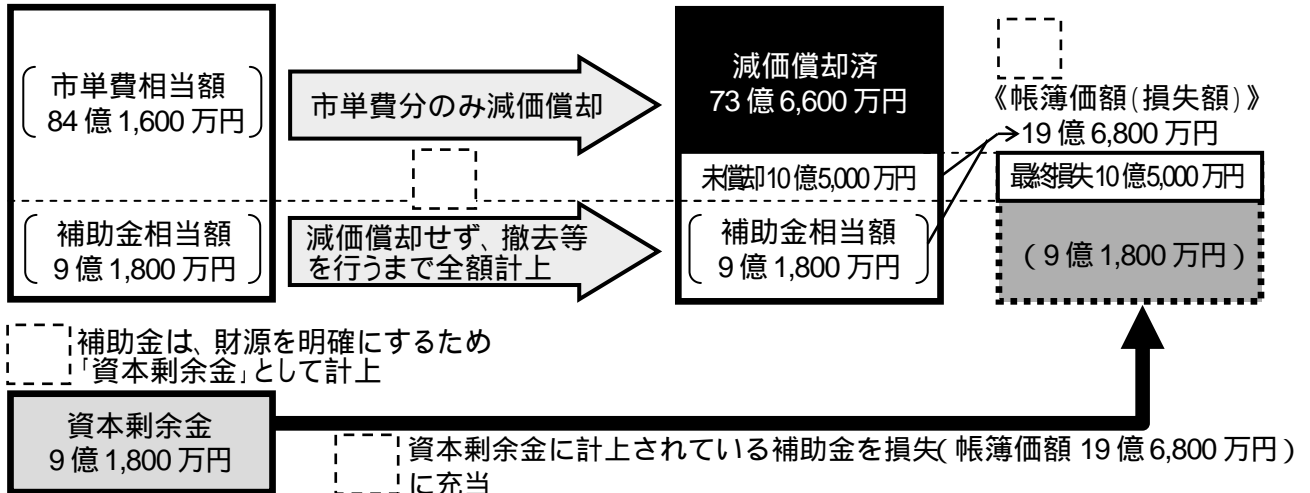
(単位：千円)

| 撤去等を見込む資産内容              | 取得価額      | 平成24年度末帳簿価額 | 資本剰余金(充当上限額) |
|--------------------------|-----------|-------------|--------------|
| 水再生センター等の施設、電気・機械設備、管きよ等 | 9,334,000 | 1,968,000   | 918,000      |

[図]

[資産取得時] 計 93億3,400万円

[現在(撤去等を行う時点)]



補助金をもって取得した固定資産（93億3,400万円）について、市単費相当額（84億1,600万円）のみを減価償却し、補助金相当額（9億1,800万円）については減価償却しない会計処理を行っています。

その結果、現在の帳簿価額（19億6,800万円）には、未償却部分（10億5,000万円）のほか、資産取得時の補助金相当額（9億1,800万円）が全額含まれています。

固定資産（93億3,400万円）を取得する際に交付された補助金（9億1,800万円）は、公営企業会計では、財源を明らかにする目的で「資本剰余金」として計上されます。

固定資産の撤去等を行う際、公営企業会計では、その時点の帳簿価額（19億6,800万円）が損失として計上されますが、これに、資本剰余金（9億1,800万円）を充当することで、最終損失を10億5,000万円に圧縮する会計処理を行います。